

委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

（本業務の特記仕様事項）

第1条 本業務は、照明灯の維持管理を目的とした業務委託であり、照明灯のランプ、安定器及び照明灯具等の取替・修繕作業（以下「当該作業」という。）を行うものである。

- 1 受注者は、当該作業にあたり、発注者と事前協議のうえ着手するものとする。また、受注者は、発注者から当該作業の依頼があった場合、72時間以内に現地確認の上、応急対応を実施することとする。
- 2 本業務数量は、当該作業の過去の実績数量を基に算出している。当該作業実績に合わせ数量を変更するものとする。
- 3 受注者は、当該作業実績を所定の様式により毎月ごとに作成し、翌月5日までに監督員に提出すること。（別紙「作業実績報告書」参照）
- 4 受注者は、当該作業にあたり、各関係機関に対する必要な諸手続は、監督員と打ち合わせの上、受注者において迅速に処理する。
- 5 受注者は、当該作業中に事故があったとき、所要の処置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに報告すること。なお、事故処理に要する費用は受注者の負担となる。
- 6 受注者は、当該作業に際し、一般の交通に支障をきたしたり、公衆に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 7 本仕様書に記載なき事項については、「徳島県土木工事共通仕様書」及び機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局建設施工企画課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）によるほか、協議して決定するものとする。

（対象施設）

第2条 本業務の対象となる施設は次のとおりとする。

徳島県南部総合県民局が管理する港湾施設、海岸施設（建設海岸を除く）及び漁港施設のうち阿南市にあるもの。

（工事資機材の管理）

第3条 「徳島県土木工事共通仕様書1-1-1-35 14」における安全巡視の際、工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。

また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

(別紙様式)

作業実績報告書

請負者 住所

氏名

業務名	R1阿土 橋港他 阿南・橋他 照明灯修繕業務					
業務箇所	阿南市橋町他					
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
日付	令和 年 月 日 (月分)					
材 料 品 目				現 場 作 業		
名 称	規 格	単 位	数 量	工 種	単 位	数 量
高圧水銀ランプ	HF100W	個		高所作業車 出動回数 (消灯・点灯作業時は含まず)	箇所	
	HF200W	個				
	HF300W	個				
高圧ナトリウムランプ	NHF180W	個				
	NHF270W	個				
安定器	100V 200W	個				
	100V 300W	個				
	200V 200W	個				
自動点滅器	100V 3A	個				
	100V 6A	個				
	200V 3A	個				
	200V 6A	個				
ブレーカー	100V 15A	個				
	100V 20A	個				
	200V 20A	個				
LED照明灯具	HF200W相当	台				
(記載)						